



# 農地中間管理事業

離農や規模縮小される方などの農地を意欲ある担い手にお貸しすることにより、農地の有効利用と農業経営の効率化を実現する事業で「人・農地プラン」など地域における話し合いを元に、農地中間管理機構が出し手と受け手を結びつけます。

※本事業は、農地の貸借を行うものであり、所有権は移りません。

子どもも帰ってこないし、  
自分が農業をやめたら  
誰が農地や農村を守る?

## 農地の活用や将来の方針について地域で話し合おう。

「人・農地プランなど」の作成



### 農地を借りたい方

#### メリット

- 公的な機関なので安心。
- 集約化した農地が借りられる。
- 契約や賃料の支払いが一本化される。
- 長期間、安心して耕作ができる。



#### 農地を借りる流れ

- 機構が、借受希望者の募集(ホームページなど)を行う。(まずは、応募していただくことが必要。)
- 借受希望申込書に必要事項を記入し、機構支部へ提出。(申込書は、機構支部や市町村の農政担当窓口または、機構ホームページよりダウンロード。)
- 応募した方の氏名、応募内容を整理し、機構のホームページなどで公表。
- 市町村など関係機関の協力の下、ご希望に沿った農地を紹介し、貸付条件を協議します。(期間や賃料など)
- 協議が整ったら、契約の手続を行います。



### 農地を貸したい方

#### メリット

- 公的な機関なので安心。
- 有償契約の場合、賃料が確実に入る。
- 条件を満たせば協力金がもらえる。
- 期間満了後には農地は確実に戻るので安心。
- 農業者年金制度の経営継承に該当する。



#### 農地を貸す流れ

- まずは、市町村または機構支部にご相談ください。
- 貸付希望申出書に必要事項を記入し、市町村窓口へ提出。(申出書は、機構支部や市町村の農政担当窓口または、機構ホームページよりダウンロード。)
- 貸付希望申出書の内容を確認の上、あらかじめ貸付希望者リストに登載しておきます。(この時点では、機構は農地の借り入れは行いません。)
- その農地に借受希望者がいる場合、借入条件について地権者の方と協議します。(期間や賃料など)
- 協議が整ったら、契約の手続を行います。



## 岡山県農地中間管理機構

(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)

受け手リストの作成・公表

3 マッチング

貸付け希望農地のリスト化

連携・協力

市町村・農業委員会・JA等

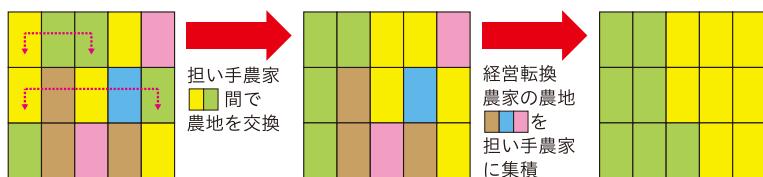
#### 借受農地の基準・注意点

- 市街化区域以外の農地であること。
- 農業委員会が再生不能と判断した農地など、利用することが著しく困難な農地は借り入れできません。
- 農地の貸借期間は、原則10年以上です。(ただし、出し手と受け手との合意が整った場合は、3年以上でも可)
- 賃料は、原則金納としますが、出し手と受け手との合意が整えば、物納(米)とすることもできます。



## 農地中間管理機構による農地の集積・集約化

地域の担い手間での農地の交換による集約化。さらに、経営転換農家等の農地を担い手に集積することで、経営規模を拡大し、生産コストの削減を図ります。



## 農地中間管理事業の手続き等の見直し

### 1.貸借の手続きが簡素化されました。(令和元年11月1日以降)

- 農地の借入・転貸について、これまで市町村の集積計画と機構の配分計画が必要でしたが、市町村の集積計画のみでも権利の設定ができる仕組みが創設されました。
- 県での2週間の配分計画の縦覧が廃止となり、貸付けまでの期間が短縮されました。
- 毎年お願いしていた機関への利用状況報告はなくなり、農業委員会の利用状況調査に一本化されました。

### 2.農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業へ統合一体化されました。(令和2年4月1日以降)

- 現在の円滑化事業での契約は、契約期間満了までは有効です。
- ただし、令和2年4月1日以降は、円滑化事業を使って、契約期間が満了したものの更新や新規の契約はできなくなりました。
- 円滑化事業から農地中間管理事業への契約の切替えについては、原則として、利用者の皆様の意向を伺いつつ、現在の契約期間が満了するタイミングで、機関と新たな契約を結ぶこととなります。(他に、利用者の皆様の承諾のもと、機関へ一括承継する方法等もあります。)

※ 詳しくは、ご利用の円滑化団体又はお近くの機関支部にご相談ください。

## 農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

### 対象者

所有する全農地(10ha未満の自作地を残した全農地)を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者。

### 課税軽減の手法

新たに機関に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中1/2に軽減する。

①15年以上の期間で貸し付けた場合には、**5年間**

②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、**3年間**

※詳しくは、市町村にご確認ください。

## 農地整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化

### 支援措置

#### ①農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、県が区画整理を実施。

#### ②農地耕作条件改善事業

農地中間管理事業の重点実施区域等において、区画拡大や暗きよ排水等の簡易な基盤整備や高収益作物の導入に必要な取組を支援。

※詳しくは、お近くの県民局農地農村計画課にご相談ください。



岡山県農地中間管理機構

(公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団)

〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36(県庁分庁舎4階)

☎ 086-226-7423 FAX.086-206-7330

- 備前支部 〒700-0817 岡山市北区弓之町10-26 第五近宣ビル3階
- 備中支部 〒710-8530 倉敷市羽島1083(備中県民局3階)
- 美作支部 〒708-8506 津山市山下53(美作県民局農業振興課内)

☎ 086-212-2210 FAX.086-212-2230

☎ 086-435-7720 FAX.086-435-7730

☎ 0868-23-1325 FAX.0868-23-1510

詳しくは財団のホームページへ

岡山 農地機構

検索